

平成27年度第1回習志野市公共施設再生プラットフォーム

PPP/PFIの推進について

平成27年11月26日



内閣府

民間資金等活用事業推進室

(P F I 推進室)

- P F I から P P P の推進へ

PFI (Private Finance Initiative) とは？

- PFI は、平成4年にメジャー政権下のイギリスで導入され、日本では、平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)」の制定以降、全国各地で活用されてきている。

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成11年7月30日法律第117号)

第1条 (目的)

PFI (民間資金等活用事業)

この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

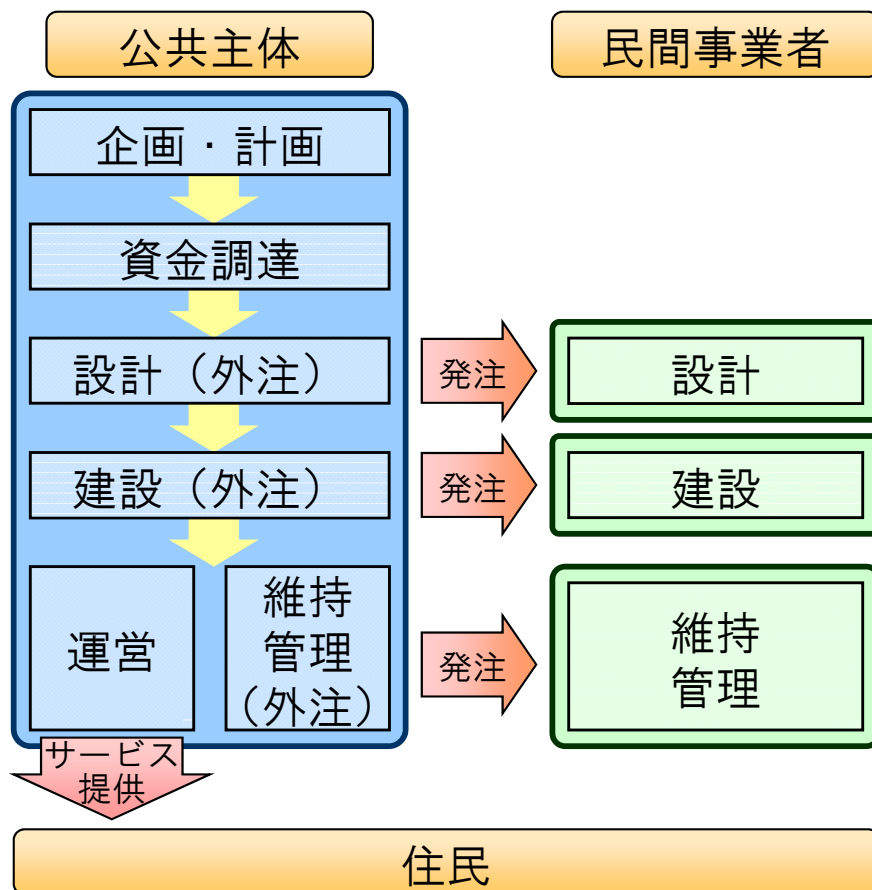
PFI 導入の目的

PFI (Private Finance Initiative) とは？

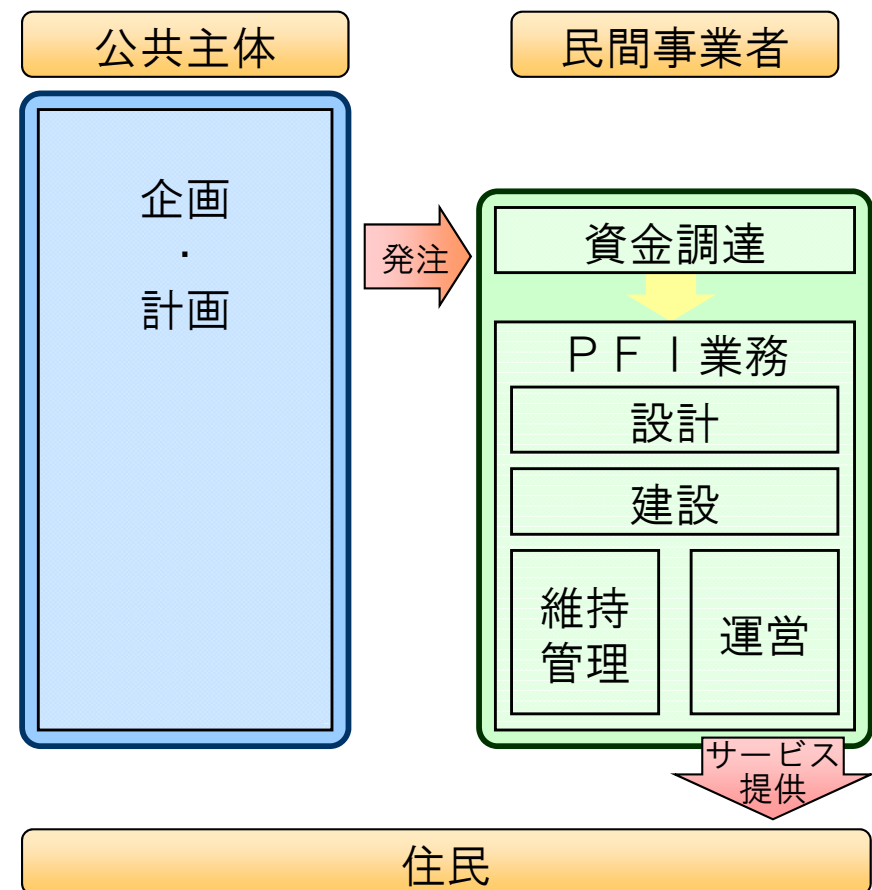
- PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

■ 従来型公共事業 と PFI 事業の違い

従来型公共事業



PFI 事業



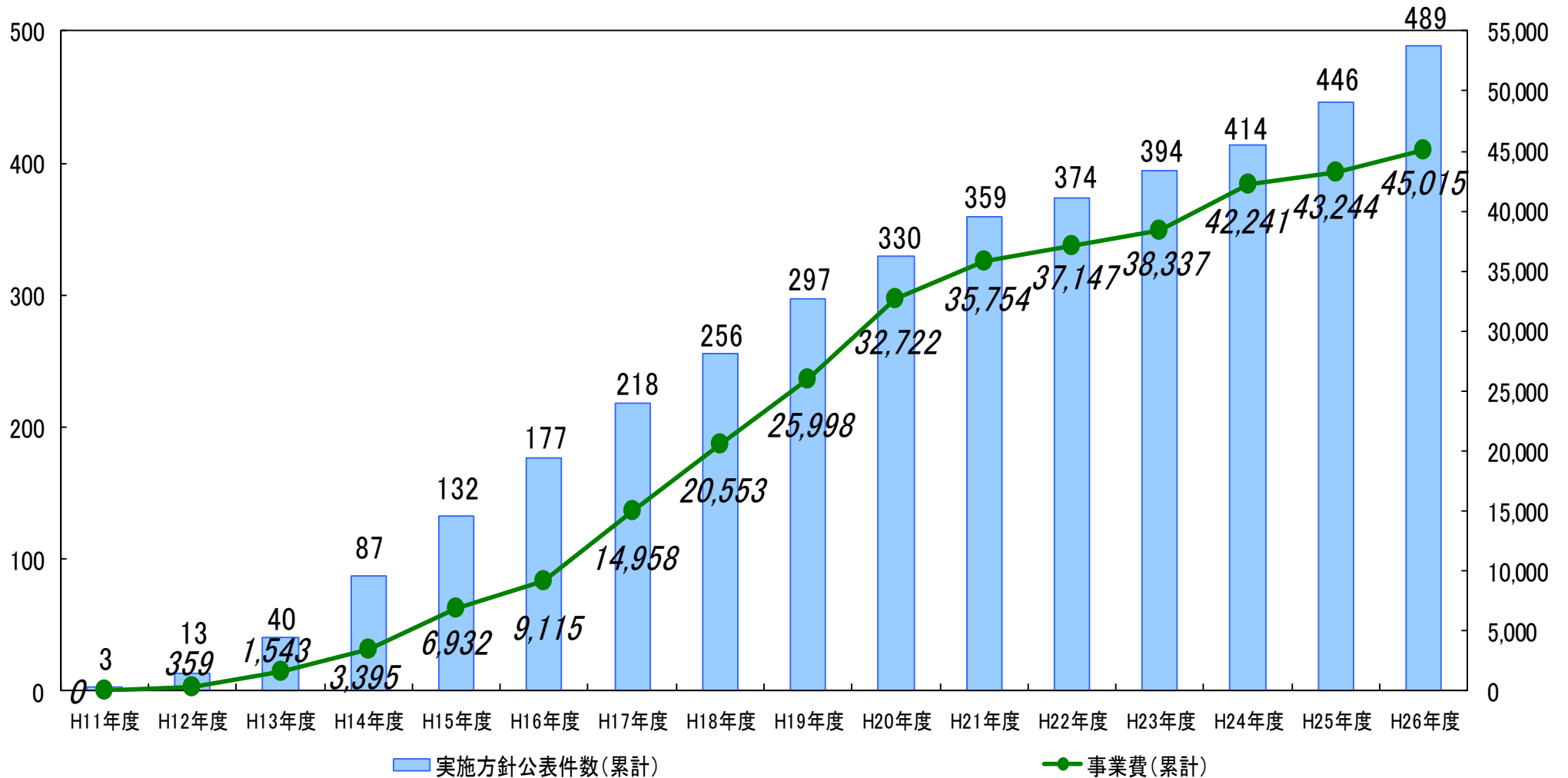
PFI 事業の実施状況

■ PFI 事業数 及び 事業費の推移（累計）

（平成27年3月31日現在）

（事業数）

（億円）



（注1）事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

（注2）事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。

（注3）グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI 事業の実施状況

■ P F I 事業の分野別実施方針公表件数

(平成27年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化（文教施設、文化施設 等）	2	126	37	165
生活と福祉（福祉施設 等）	0	22	0	22
健康と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等）	0	82	3	85
産業（観光施設、農業振興施設 等）	0	14	0	14
まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設 等）	10	63	0	73
安心（警察施設、消防施設、行刑施設 等）	9	15	0	24
庁舎と宿舎（事務庁舎、公務員宿舎 等）	41	12	3	56
その他（複合施設 等）	6	44	0	50
合 計	68	378	43	489

(注) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI 事業の実施状況

■ P F I 事業の種類

サービス購入型



約70%
(平成21年度末時点)

選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共部門は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。

独立採算型



約5%
(平成21年度末時点)

選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共部門からのサービス購入料の支払いは生じない。但し、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。

混合型

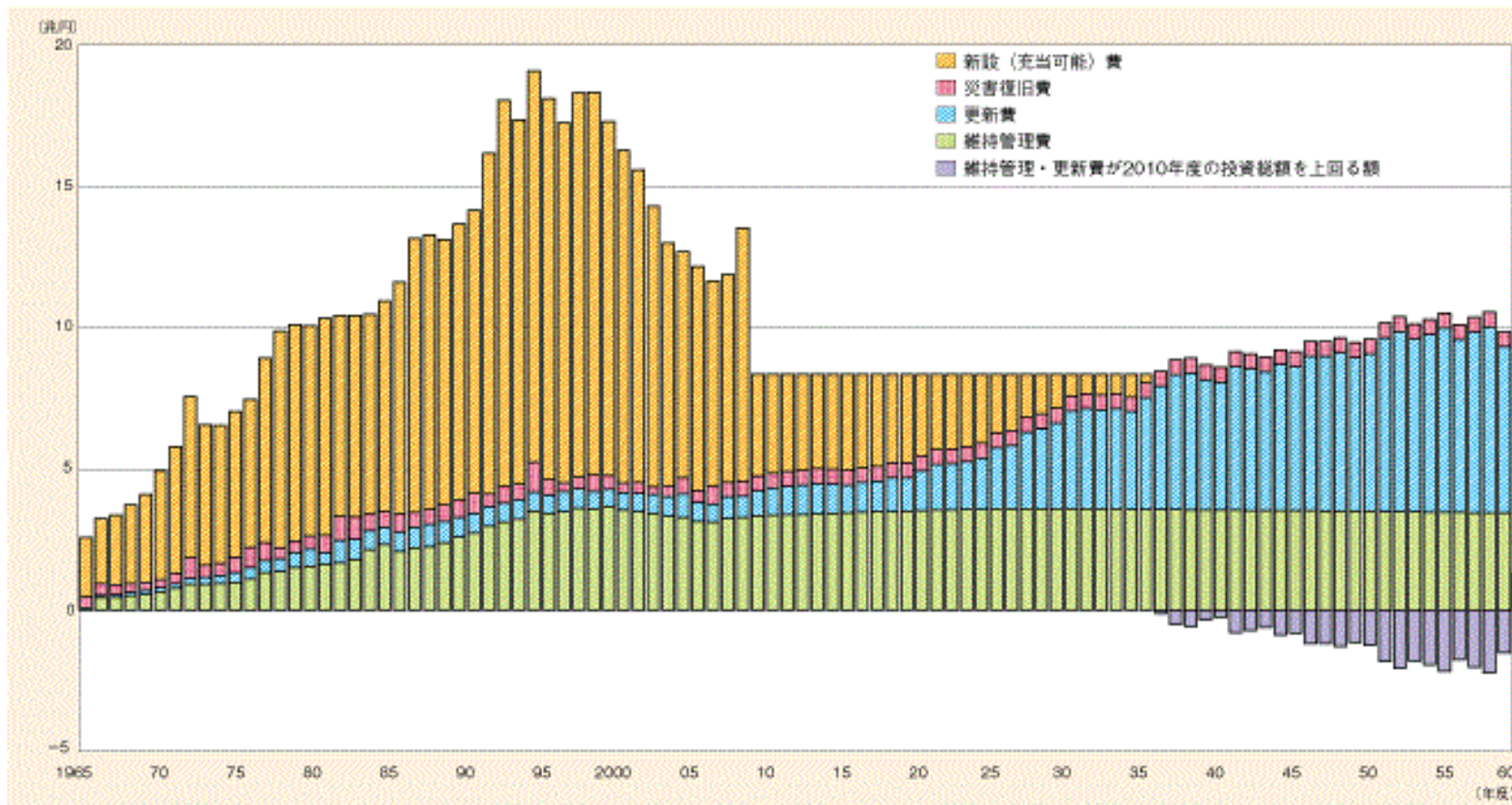


約25%
(平成21年度末時点)

公共施設等の整備に係る課題

- 財政状況が厳しさを増す中、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務。

■ 社会資本の維持管理・更新費の増加（出典：国土交通省「平成21年度国土交通白書」）



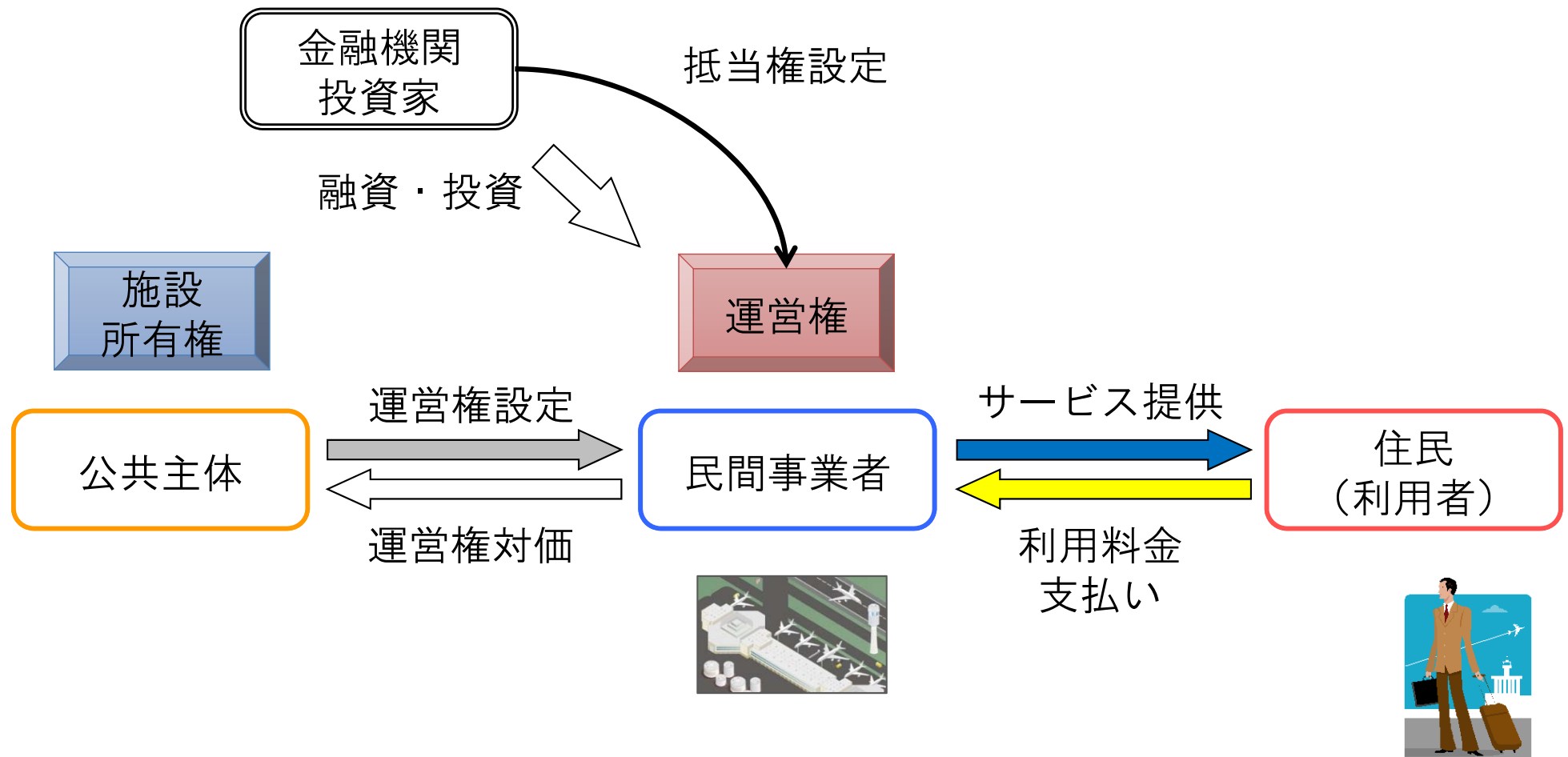
(注) 推計方法について
国土交通省所管の8分野（道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸）の直轄・補助・地単事業を対象に、2011年度以降につき次のような設定を行い推計。
・更新費は、耐用年数を経過した後、同一機能で更新すると仮定し、当初新設費を基準に更新費の実態を踏まえて設定。耐用年数は、税法上の耐用年数を示す財務省令を基に、それぞれの施設の更新の実態を踏まえて設定。
・維持管理費は、社会資本のストック額との相関に基づき推計。（なお、更新費・維持管理費、近年のコスト縮減の取組み実績を反映）
・災害復旧費は、過去の年平均値を設定。

- ・新設（充当可能）費は、投資総額から維持管理費、更新費、災害復旧費を差し引いた額であり、新設需要を示したものではない。
- ・用地費・補償費を含まない。各高速道路会社等の独法等を含まない。
- なお、今後の予算の推移、技術的知見の蓄積等の要因により推計結果は変動しうる。

公共施設等運営権制度(コンセッション方式)

- 公共施設等運営権制度（コンセッション方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、運営権を設定し、施設の運営を民間事業者に委ねる方式（平成23年PF1法改正により導入）。

■ 公共施設等運営権制度（コンセッション方式）の概要



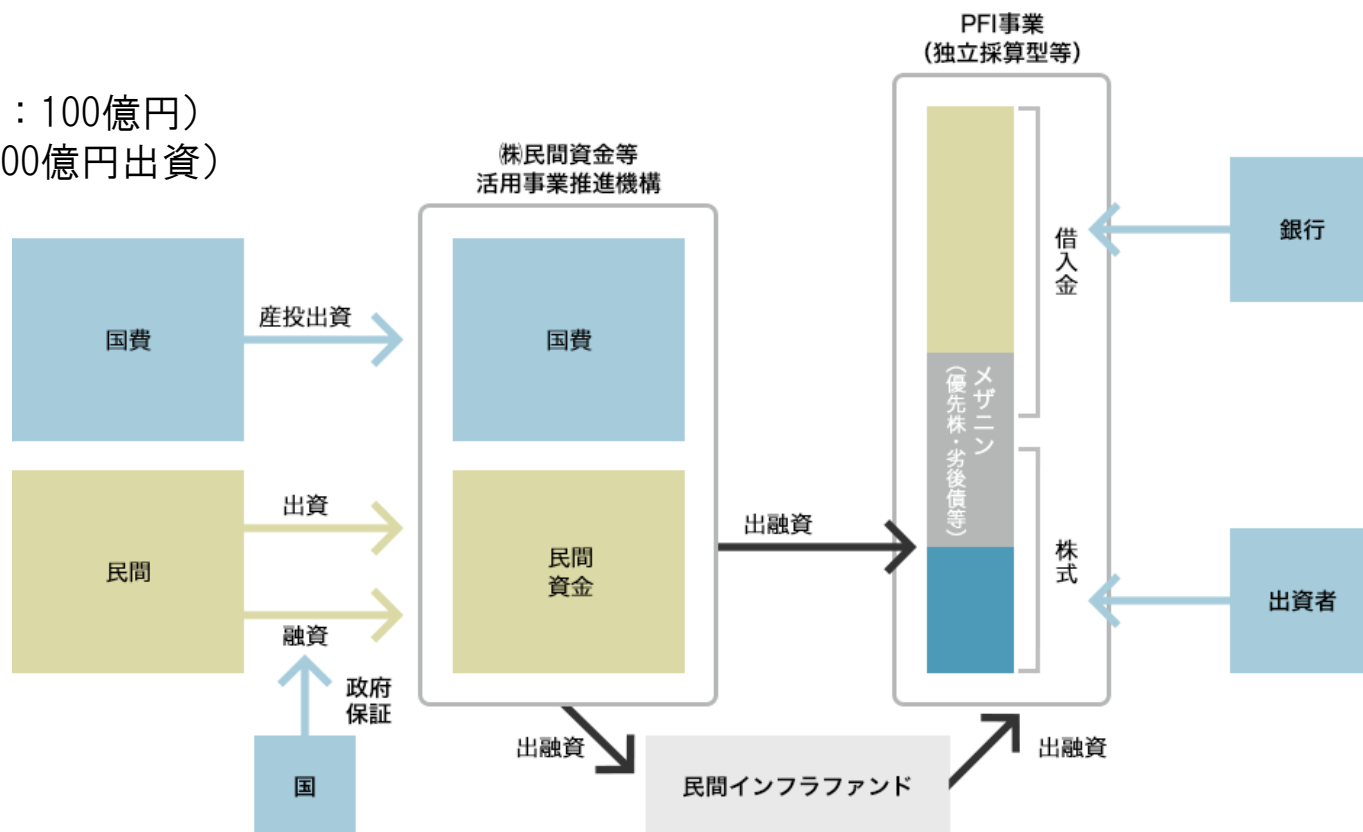
民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

○ 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、独立採算型等（コンセッション方式を含む）のPFI事業等に対する出融資を実施（優先株・劣後債の取得等リスクマネーを提供）。

■ 民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の概要



設立： 平成25年10月
資本金： 100億円（資本準備金：100億円）
（政府100億円、民間100億円出資）



PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

■ PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等：3～4兆円

- 高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

(4) その他の事業類型：3兆円

- 維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の改修や維持管理等の包括的契約 等

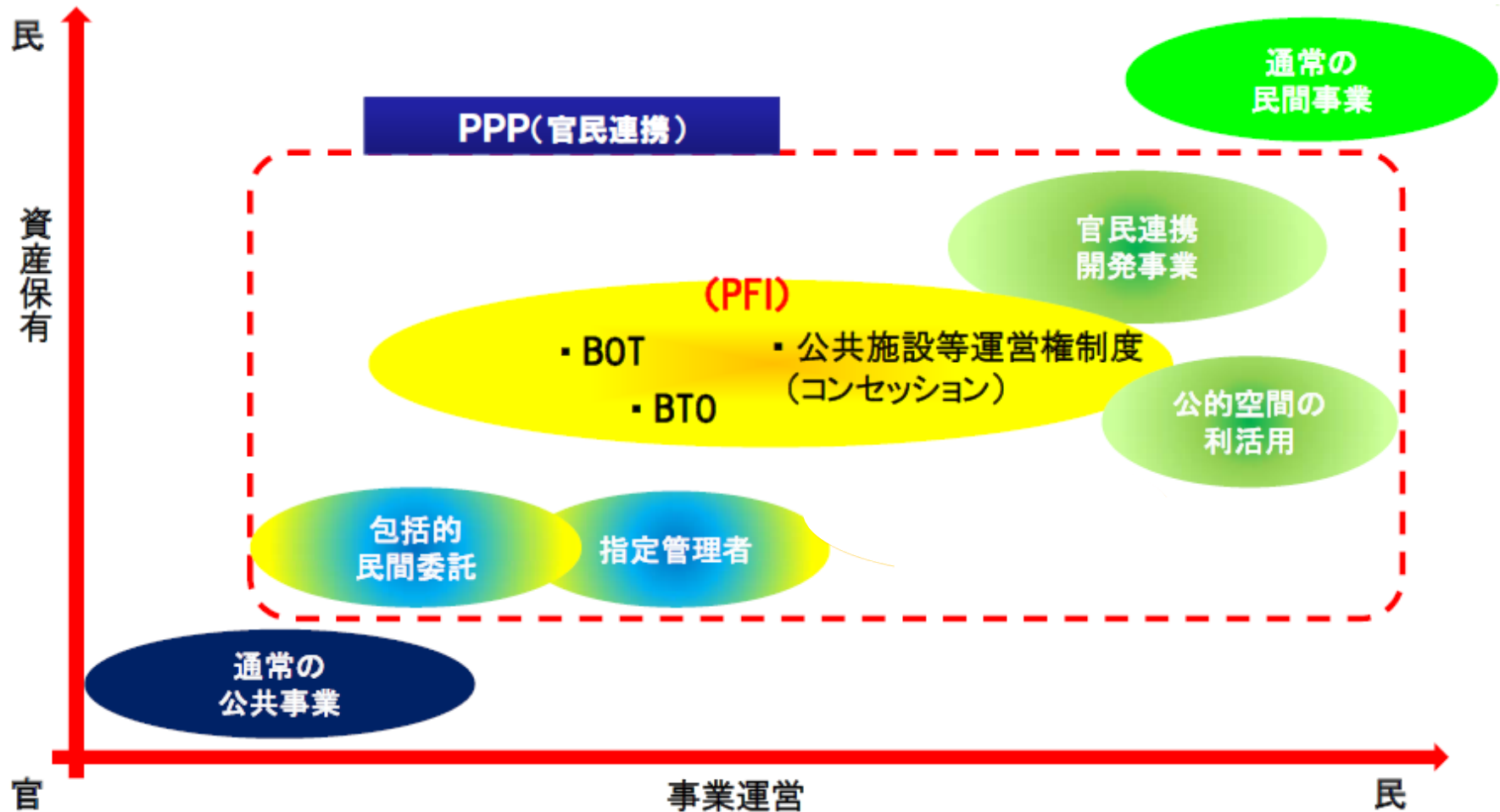
10～12
兆円^{*}

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

PFIからPPP (Public Private Partnership) へ

○ PPPとは、公共と民間が連携し、互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

■ PFIとPPPの位置付け



- 政府によるPPP/PFIの推進

公共施設等総合管理計画におけるPPP/PFIの活用

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策を推進するために公共施設等総合管理計画の策定に取り組むことが重要であり、その際に、PPP/PFIを積極的に活用することが期待される。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について (総財第74号 H26. 4. 22 総務大臣)

各地方公共団体においては、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り込まれるよう特段のご配慮をお願いします。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 (H26. 4. 22 総務省)

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討されたいこと。
(第二五 PPP/PFI の活用について)

<地方財政措置>

- ・ 計画策定に要する経費について特別交付税措置
- ・ 計画に基づく公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のための経費（公共施設等最適化事業費）
(H27予算)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

統一的な基準による地方公会計の整備促進について (H27. 1. 23 総務大臣)

<地方財政措置>

- ・ 固定資産台帳の整備等に要する経費について、特別交付税措置

まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるPPP/PFIの活用

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にPPP/PFIの活用が位置付けられており、今後PPP/PFIを活用した地方版総合戦略の策定等が期待される。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

Ⅲ. 2. (H26. 12. 27 閣議決定)

◎「まちの創生」の政策パッケージ

<「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化>

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

①公共施設・公的不動産の利活用についての民間活
力の活用、空家対策の推進

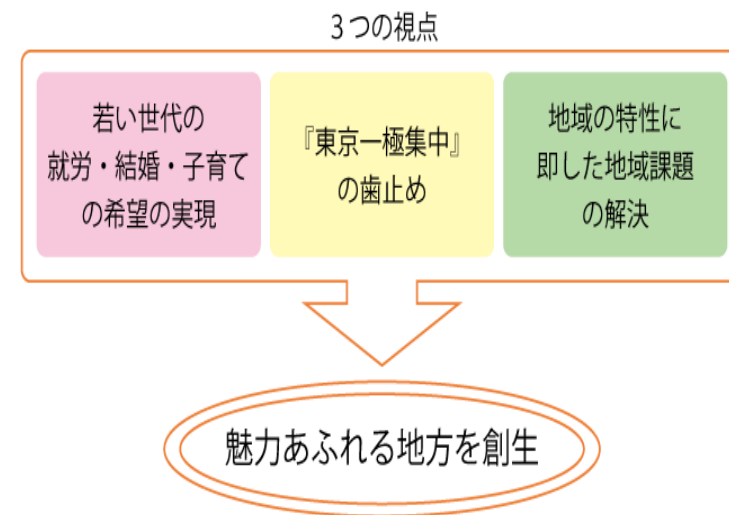
真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産(PRE)の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、「PPP/PFI」の抜本改革に向けたアクションプラン(2013年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)等に基づき、公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用など民間提案を生かした事業に

ついて、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等PPP/PFIの更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書の作成・普及や関連モデル事業を実施していく。

金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。これらの取組により、2022年までに

公的不動産の有効活用など民間提案を生かしたPPPの事業規模を2兆円とすることを目指していく。



「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)」

(平成27年6月30日閣議決定) (抜粋)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

(時間軸)

PPP/PFIについては、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に係るコンセッションの集中強化期間(平成28年度まで)の目標実現を目指すとともに、これを踏まえて平成34年度までに10~12兆円となっている同プラン全体の現行目標の更なる拡充を目指す。

地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。

このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。

具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットィングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP/PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。

また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

さらに、PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。

PPP/PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

PPP/PFIを優先的に検討するよう促す仕組み

「国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」（抜粋）

■ PPP/PFIを優先的に検討するよう促す仕組みのイメージ

地方公共団体等

PPP/PFIを優先的に検討する仕組み

事業の発案

基本構想の策定

基本計画の策定

一定規模以上の事業については、
PPP/PFI手法の活用を優先的に
検討（適合性の検討等）

導入可能性調査

事業の実施

国

仕組みの構築に向けた取組み

- 多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するための指針を策定し、各省庁及び人口20万以上の地方公共団体等に対して仕組み構築を要請通知
- 上記要請通知に合わせ以下を送付
 - ・PPP/PFI活用マニュアルの作成（指針の解説、事業手法、支援制度、代表事例等に関する情報整理等）
 - ・ガイドラインの改正（指針の内容をプロセスガイドライン等の既存ガイドラインへ位置付け）
- 各省庁及び人口20万以上の地方公共団体等毎の仕組みの構築状況や個別事業での検討結果等を公表

仕組みの運用に向けた支援

- PPP/PFI地域プラットフォームの全国的な体制整備の推進
- 内閣府ワンストップ窓口体制の強化
- 地域プラットフォーム及び案件形成支援の拡充
- 会計税務等の高度な専門家の派遣

地域プラットフォームの展開

「PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。」（抜粋）

■ 内閣府の平成27年度地域プラットフォーム形成支援事業

支援対象地域	支援対象となる取組
1. 習志野市（千葉県）	習志野市公共施設再生プラットフォーム形成事業
2. 浜松市（静岡県）	浜松市官民連携プラットフォーム形成事業
3. 神戸市（兵庫県）	地域での民間事業者の参画及び提案促進の活性化を目指した産学官金連携の仕組みの構築
4. 岡山市（岡山県）	岡山PPP交流広場（岡山市版地域プラットフォーム）におけるPPP連携の基盤づくり
5. 福岡市等（福岡県）	PPPマーケットの拡大・醸成に向けた事業者及び地方公共団体向けセミナー等の開催

[具体的に期待される取り組み]

- セミナー等による地域におけるPPP/PFIの普及・啓発
- 事例研究等を通じた民間事業者のノウハウ習得、競争力強化
- 異業種ネットワークの形成
- PPP/PFI事業の候補や具体案件の最適手法やリスク分担に関する官民対話の実施
- 民間事業者による提案の促進 等



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>